

## 第5回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会 議事概要

○日 時 平成30年11月21日（水）14時00分～15時00分

○場 所 神交共ビル9階 大会議室

○出 席 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配置図参照

○資 料

<資 料>

資料1：京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱（改正案）

資料2：タクシー事業の現状について

資料3：タクシー業界の取り組み

資料4：『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について』

資料5：京浜交通圏のフォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果

資料6：『フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の変更について（案）』

参考資料1：京浜交通圏の特定地域の指定期限の延長（国土交通省告示）

参考資料2-1：特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法抜粋

参考資料2-2：京浜交通圏の合意事業者及び非合意事業者の輸送実績等について

○開 会

**【三上常務】**・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告（京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第16項） ・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者終了まで入室可の説明（京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第15項） ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・名簿、配席図により出席者紹介、新たな構成員の川崎個人タクシー協同組合 理事長 石渡 義洋 様のご紹介 ・神奈川運輸支局の方々のオブザーバーとして出席の報告  
議事に入りたいと思います。岡村会長進行お願い致します。

**【岡村会長】** それでは、議事に入ります。昨年8月28日にフォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の設定した第3回の特定地域協議会から1年3ヶ月が経過しますが、この間の交通圏ごとの取り組みやフォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の進捗状況等について事務局から報告をしていただくとともに、各委員の皆様方からは忌憚のないご意見をいただければと思っております。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。2.  
(1) 設置要綱の改正、議題 **（1）『京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱の改正について』** を事務局より説明をお願い致します。

**【三上常務】** **資料1**「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱（案）」  
・設置要綱第4条第1項（2）タクシー事業者等の区分として、「**⑳川崎個人タクシー協同組合**理事長」から加入の申し出のあった、新たな構成員として加入の説明。・第5条第3項及び第8項において、会長と事務局長の任期を特定地域の指定期間の延長に合わせた「平成33年7月

31日」の改定の説明。・本日欠席の委員の皆様からは、会長に一任する旨の委任状を頂いていることの説明。

**【岡村会長】**ただいま事務局より「設置要綱の改正」について、ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

\*\*\* 異議無し \*\*\*

設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

次に議題（2）『**タクシー事業の現状について**』をオブザーバーとして出席いただいております神奈川運輸支局より説明をお願いします。

**【小松首席 資料2 『タクシー事業の現状について』**

\*\*\* 説明 \*\*\*

**【岡村会長】**ただいま神奈川運輸支局より『タクシー事業の現状について』説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

\*\*\* 特に意見等なし \*\*\*

**【岡村会長】**ありがとうございました。それでは次に、議題（3）『**タクシー業界の取り組み**』を事務局から説明をお願い致します。

**【三上常務 資料3 『タクシー業界の取り組み』**をご覧ください。

\*\*\* 説明 \*\*\*

**【岡村会長】**ただいま事務局より『タクシー業界の取り組み』説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

**【中山委員】**「タクシーワークかながわ」のホームページを開設されて3週間経ちますが、アクセス状況はいかがでしょう。

**【三上常務】**タクシー乗務員、内勤等の職種がありますが、今現在61名の応募で採用1名となっており、タクシー乗務員としては15名の応募がありました。

**【中山委員】**人手不足が厳しいですので、積極的に展開頂ければと思います。また、本日、朝のニュースで見ましたが横須賀において80歳代の高齢の方がブレーキとアクセルを踏み間違えたと思いますが、お店に突っ込んで8人の方が怪我をされました。これから高齢者が増える中、移動手段としてタクシーの役割が大きくなりますので、ぜひ簡単に使えるタクシー配車アプリやユニバーサルデザインタクシーを積極的に進めて頂ければ、このような事故も少なくなると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【岡村会長】**ありがとうございました。普段、タクシーを使ったことがなく、車を運転する方が運転を出来なくなると引きこもりがちになります。元気なうちに出歩き、バス、タクシーに乗って頂くことが大事であり、業界だけではなく自治体の方々が今のことを含めて広く展開頂ければと思います。次に議題（4）『**フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査について**』について進めさせていただきます。本協議会にて、平成28年度に活性化の項目についての目標値を定めるよう通達が出されており、この度、報告期限変更がありましたので、まずはオブザーバーとして参加しております行政から「フォローアップ通達の報告期限の変更」について説明してください。

【小松首席】それではご説明させていただきます。資料4『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について』をご覧ください。

\*\*\* 説明 \*\*\*

【岡村会長】ただいま神奈川運輸支局より「フォローアップ通達の報告期限の変更」について説明がありましたが、ご質問のある方はお願い致します。

\*\*\* 特に意見等なし \*\*\*

【岡村会長】ありがとうございました。それでは次に、昨年度設定しました活性化項目の進捗状況及び進捗状況を踏まえた活性化項目の目標値の変更について事務局から説明をお願い致します。

【三上常務】資料5『フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果』及び資料6の『フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の変更について（案）』をご覧ください。今回昨年度設定した各活性化項目の進捗状況及び進捗状況を踏まえた活性化項目の目標値の変更について、説明いたします。

\*\*\* 説明 \*\*\*

【岡村会長】ただいま事務局よりご説明がありました。事務局からは、昨年度設定した各活性化項目の進捗状況及び進捗状況を踏まえた活性化項目の目標値の変更について説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

【中山委員】UDタクシー、環境対応車、先進安全自動車の導入実績が目標に対してかなり低くなっておりませんが、車両を増やす見込みや手立て等がありますか。

【三上常務】UDタクシーにつきましては、昨年の10月にトヨタ自動車からジャパンタクシーが出ておりますので、今後は増加することになると考えております。環境対応車、先進安全自動車は、発売から日が立っておりませんので、徐々に増加していくと考えております。

【中山委員】目標値を達成出来る見込みと理解してよろしいですか。

【三上常務】それに向けて努力して参ります。

【中山委員】分かりました。ありがとうございます。

【岡村会長】ありがとうございました。目標値の変更に関しては、ご意見等はございませんか。資料6の活性化項目の目標値の変更案につきまして、ご承認を頂くことで、よろしいでしょうか。

\*\*\* 異議なし \*\*\*

【岡村会長】異議なしということでございました。資料6の活性化項目の目標値を原案のとおりこの協議会から報告させて頂くことと致します。今後の活性化項目の目標値の達成に向けた取り組み等について、当協議会の事務局長であり、タクシー協会の会長でもあります伊藤事務局長から一言お願い致します。

【伊藤事務局長】慎重なるご審議を頂きまして、感謝申し上げます。タクシー業界は、この10年間、厳しいところで推移をしております。10年前に特々地域の指定、翌年の平成21年には、特措法が施行されておりますが、世間の好況感と裏腹に中小企業が多く厳しい経営、人手不足、ライドシェア対策、自動運転等、様々な問題に直面しております。今後は、この様な問

題を検討しなければなりません。特定地域につきましては、平成33年7月31日まで延長されていますが、適正化、活性化を更に進めて参ります。ご審議頂きました9項目の活性化につきましては、平成31年までに確実に目標が達成出来ますように努力して参りたいと考えております。今後は、進化の流れを止めることなく前進して特措法の目標に沿った形で進めて参りますので、何卒ご支援をお願いいたします。

**【岡村会長】**ありがとうございました。次に、議題(5)『その他』ですが、5月9日に開催いたしました協議会において、村山委員より合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置として勧告についてご発言ありました。その件につきまして、先ずはオブザーバーとして参加しております行政から「合意事業者以外の事業者に対する措置に関する規定等」について説明してください。

**【小松首席】**それではご説明させていただきます。参考資料2—1『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法抜粋』をご覧ください。

\*\*\* 説明 \*\*\*

**【小松首席】**次に、参考資料2—2『京浜交通圏の合意事業者及び非合意事業者の輸送実績等について』をご覧ください。

\*\*\* 説明 \*\*\*

**【岡村会長】**ただいま神奈川運輸支局より「合意事業者以外の事業者に対する措置に関する規定等」及び「合意事業者及び非合意事業者の輸送実績等」について説明がありました。ご意見やご質問のある方はお願い致します。

\*\*\* 特に意見等なし \*\*\*

**【岡村会長】**ありがとうございました。それでは、「合意事業者以外の事業者に対する措置に関する規定等」及び「合意事業者及び非合意事業者の輸送実績等」を踏まえまして、事務局としてはいかがでしょうか。

**【三上常務】**事務局といたしましては、合意事業者及び非合意事業者の輸送実績を見る限り、改正特措法第8条の10の1項の「合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずる」までに、至らないと判断するため、勧告に係る申出を行うことは難しいと考えているところです。今後、非合意8社の事業者に対し、事務局として合意に向けた働きかけを行っていきたく思っております。

**【岡村会長】**ただいま事務局より勧告に係る申出について説明がありました。ご意見やご質問のある方はお願い致します。

\*\*\* 特に意見等なし \*\*\*

**【岡村会長】**ありがとうございました。特段ご意見等ございませんので、事務局案のとおり、勧告の申出をしないことにさせて頂くことと致します。その他に、何か事務局ありますか。

**【三上常務】**事務局からは特段ありませんが、先程の京浜交通圏の活性化項目の目標値の変更に  
つきまして、事務局より当協議会岡村会長名にて国土交通大臣あて神奈川運輸支局を經由して  
報告をいたします。また、次回協議会につきましては、岡村会長と開催日程を協議のうえ、開  
催したいと考えております。委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いたすの  
で宜しくお願いいたします。

**【岡村会長】**ありがとうございました。本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。  
それでは、議事進行を事務局にお返しします。

○閉 会

**【三上常務】**岡村会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。  
また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心  
なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。それでは  
以上を持ちまして、「第5回京浜交通圏のタクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉  
会と致します。本日は、誠にありがとうございました。

(15:00 終了)